

会 長	局 長	次 長	係 長	係

合議

平成30年2月26日

奄美市農業委員会

第2回定例総会議事録

署名委員 山下 優子

署名委員 榮 清安

## 奄美市農業委員会第2回定例総会議事録

1. 招集日時 平成30年2月26日(月) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所4階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山 重一郎	9	
2	西 盛満	10	中棚 昭三十
3	山下 優子	11	肥後 安美
4	柴 清安	12	濱手 薫
5	福島 吉宏	13	土浜 良二
6	前田 孝徳	14	中村 秀明
7	松崎 文好	15	吉 卓男
8	野崎 清志	16	

4. 欠席委員

大山 美智子委員、平井 孝宜委員

5. 議事に参与した者

事務局長 川内 進 次長 池 秀平

笠利分室長 朝 至和

住用分室長 茂木 幸生 住用分室主幹 原 俊三

6. 報告事項

- ・鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検活動について
- ・平成30年3月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 非農地の認定について

議案第7号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について

議案第8号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第 7号 笠利地区農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定  
について

協議事項

(4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は14人であります。総会は成立いたしました。  
これから、平成30年第2回定例総会を開会いたします。

(欠席委員：大山美智子委員、平井 孝宜委員)

それでは、議事日程に入ります

#### 日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員に、3番山下 優子委員と4番榮 清安委員のお二人を指名いたします。

#### 日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第4号から議案第9号までの6件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入ります。

#### 日程第3

議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたし

事務局	<p>ます。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>No.3につきましては、売買による所有権の移転でございます。3ページにありますように受人は牧草、野菜を100.4アール栽培しており、取得地には野菜を栽培する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.4につきましては、贈与による所有権の移転でございます。15ページにありますように受人は野菜、サトウキビを140.4アール栽培しており、取得地にはサトウキビ等を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>以上2件でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号該当しないため、許可要件をすべて満たしているものと思われまます。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
12番	<p>(濱手委員)</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請No.3について調査報告をいたします。</p> <p>2月18日午後6時に山下委員と一緒に譲受人と今回譲り受ける畑の前で待ち合わせをして、直接お会いしてお話しを聞く事が出来ました。現在左官の仕事をしてながら成牛を3頭育て、4月には子牛が1頭生まれるとの事でした。1頭で牧草地が15アール必要との事ですが、現在牧草地が60アール余りですので今のところは牧草地は間に合っているとの事でした。今の野菜畑は主に奥さんが毎日の様に農作業に行かれているとの事でした。今回譲り受ける畑については、野菜類を作りこの場所で小屋を建て、無人販売をすると共に市場に出荷したいとの事でした。この近くには無人販売所が一カ所ありますがよく売れており私もよく買っています。ひとつ又は1袋が原則として100円ですが、最近野菜類の高騰で果実は1個200円と値が付いていました。それでも通りがかりに最初見た時は10個あったキャベツが30分程してその前を通った時には二つしか残っていませんでした。受人は農業に対する意欲が見られますので、この畑は十分これから活かせると思いま</p>

す。牧草地もこの畑の近くにあり両方同時に作業が出来る環境ですので、今回の売買については何の心配もないと思います。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりですのでご報告いたします。委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

2番 (西委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.3について調査報告をいたします。

2月25日(日)午前9時30分頃渡人の自宅の方で聞き取り調査をしました。渡人は74歳で農業をしています。小湊と名瀬勝の方の叔母さんの畑で週に5日通いながら農業をしているそうです。この畑は10年程前に兄が亡くなって渡人に登記をした畑で、その間はそこに作物も植えなくて放っていたという事です。面積の割には対価が安いのではないかと聞きますと、受人とは親戚同士になるという事で、対価も安くて高値で売れなくても使ってもらえば良いという感じで言っていました。地番、面積、対価とも申請書のとおり間違いのないという事です。以上です。

3番 (山下委員)

議案第4号農地法第3条の規定による許可申請No.3について、土地の調査報告をいたします。

2月18日(日)午後6時に受人、濱手委員、山下推進委員、私の計4名で申請地の確認を行いました。13ページをご覧ください。申請地は朝戸から小湊へ向かい前勝集落を過ぎ、左へ曲がり大川の手前になります。申請地は現在多少草が生えていますがすぐに耕作出来る状態です。取得後は野菜を栽培する予定との事でした。翌日19日(月)受人が仕事のため、午前10時に受人の奥さん、山下推進委員、私の3名で受人の所有する自作地の経営農地を確認いたしました。場所は崎原の倍又になります。現地には立派な牛舎があり牛3頭が飼育されておりました。ニンニク葉や小松菜等の野菜も栽培されておりました。耕運機2台、草刈機2台を所有しています。午後1時に山下推進委員と私の2名で名瀬勝と伊津部勝にある借入地の経営農地の確認を行いました。名瀬勝は牧草が栽培されており、伊津部勝は耕耘された状態でした。報告は以上です。

7番 (松崎委員)

議案第4号農地法第3条の規定による許可申請No.4の受人について調査報告をいたします。

2月19日午前8時に現地にて受人、受人の父より聞き取り調査をしました。この土地は昭和42年頃に受人の祖父と渡人の祖父との間で売買がありましたが、登記の段階で抵当物件である事が分かり登記移転が出来ませんでした。最近になって抵当物件から除外された事が判明したと渡人から連絡があり、受人が贈与を受けたとの事でした。また、受人はご承知の様に認定農家でもあり提出議案にもあります様に養鶏場も経営しており、非常に有望な方ですので何も心配はないものと考えております。

土地については先程申し上げました様に、昭和42年頃に祖父同士が売買をした当時から現在に至るまで受人の父がサトウキビを植えてあり、何も問題はないものと考えておりますので委員の皆様方のご審議をよろしくお願いたします。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりですのでご報告いたします。以上です。

10番 (中棚委員)

議案第4号農地法第3条の規定による許可申請No.4の譲渡人について報告します。

申請書の職業欄には会社員となっていますが、本人は現在笠利町中央公民館の臨時職員であり、訂正をお願いいたします。

渡人には2月20日11時に職場で面談し、書類の確認をいたしました。贈与する土地については、昭和42年頃に祖父同士が従兄弟であり売買が済んでいた土地であり、渡人も自分の親に確認済みで現在に至って変更がしていなかったという事でした。贈与の土地については現在受人が耕作しており問題ないという事でよろしくお願いたしますとの事でした。以上です。

議長 (前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第4号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」)の声あり

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第4

議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び農地区分の報告)

No.1につきましては、売買による所有権の移転で一般住宅を建設するための申請でございます。

申請地は名瀬大熊町の山裾の都市計画区域内で周りは住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

以上1件でございます。

議長

(前山会長)

それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

3番

(山下委員)

議案第5号農地法第5条の規定による許可申請No.1について、受人の調査報告をいたします。

2月21日(水)午後7時30分に山下推進委員、私で受人に直接お会いしてお話を聞く事が出来ました。受人は会社員で建設会社に勤務しています。年齢は29歳です。現在は受人の奥さんの親が所有する住宅に住んでいます。今回住宅建設が目的であります。会社に近い場所を探していたところ希望する場所が見つかり申請したとの事です。24ページをご覧ください。

5.番の資金調達計画に造成費とありますが、こちらは駐車スペースを造るための費用との事でした。申請書に融資証明が添付されていませんが事務局に提出されている事を確認いたしました。土地の所在、面積、対価等申請書の



とおりに間違いのないことでしたので間違いのないと思います。報告は以上です。

1 2 番

(濱手委員)

農地法第5条の規定による許可申請No.1についての調査報告をいたします。

2月22日午後1時に渡人宅を訪ね直接お会いして話しを聞く事が出来ました。土地の所在及び権利の設定に係る対価等記載内容に間違いのないことでした。

また、土地については1時20分頃譲渡人本人立会の下現地確認をしてきました。現地は現在草刈り等もしてあり綺麗な更地になっており、事前着工等もなく問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いたします。以上報告いたします。

議 長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第5号農地法第5条による許可申請については担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。

日程第5

議案第6号非農地の認定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>No.1 につきましては、昭和61年11月頃から非耕作地で、養殖場として使用しており農地として利用出来ないための申請でございます。40ページには始末書も添付されております。申請地は笠利町須野の養殖場内の土地で現地については担当調査委員の報告があると思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上1件でございます。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
8番	<p>(野崎委員)</p> <p>議案第6号非農地の認定についてNo.1の調査報告をいたします。</p> <p>2月20日願出人の不在者財産管理人の司法書士事務所に電話で聞き取り調査をいたしました。非農地申請したのは間違いないという事でした。農業委員会の台帳地目、台帳地積、台帳名義人を見ますと非農地申請の同じ地番、地積で他の名義になっております。この方は亡くなっておりますが、この不在者はこの方の奥さんの親戚だという事でした。この方の子供さん達に尋ねてみましたら養殖場の方に譲渡したのは間違いないという事でした。</p> <p>土地につきましては、2月22に現地調査をいたしました。37ページをご覧下さい。10年程前までは自動車を通る事が出来ましたが、現在では歩くのも出来ない状態です。図面を見ても海岸からしか行けませんでしたのでそちらの方から確認をしてきました。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第6号非農地の認定については、これを認めることにご異議ございま</p>

せんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号非農地の認定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第6

議案第7号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について、を議題といたしますが、本案には朝笠利分室長に関する案件が含まれておりますので朝笠利分室長の退席を求めます。

(朝笠利分室長退席)

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第7号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

朝笠利分室長の着席を求めます。

(朝笠利分室長着席)

日程第7

議案第8号笠利笠利農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(朝笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第8号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第8

議案第9号笠利地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定について、を議題といたしますが、本案には松崎委員に関する案件が含まれておりますので松崎委員の退席を求めます。

(松崎委員退席)

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第9号笠利地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号笠利地域農用地利用集積(農地中間管理事業活用)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

松崎委員の着席を求めます。

(松崎委員着席)

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移します。

正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成30年 2月26日

奄美市農業委員会  
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作成者 川内 進

